

## 法人県民税・事業税

法人（株式会社など）は、個人と同様に財産を所有したり、経済活動を行ったりしていることから、県は法人に対しても所得（利益）などを基準として法人県民税および法人事業税を課税しています。

### 納める人

法人の区分	法人県民税		法人事業税 (地方法人特別税)
	均等割	法人税割	
県内に事務所または事業所（本店、支店、工場など）を設けている法人（人格のない社団もしくは財団または公益法人等で、収益事業を行っているものを含まず。）	○	○	○
県内に寮、宿泊所、クラブなどのみを設けている法人および公益法人等で収益事業を行っていないもの	○		

### 納める額

#### (1) 法人県民税

##### ■均等割

法人の区分		納める税金
均等割	1 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人および地方税法第24条第5項に規定する公益法人等のうち、地方税法第25条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） イ 法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの ウ 一般社団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）および一般財団法人（非営利型法人に該当する者を除く。） エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額または出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。） オ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないものおよびエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1千万円以下であるもの	年額 20,000円
	2 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもの	年額 50,000円
	3 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもの	年額 130,000円
	4 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもの	年額 540,000円
	5 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもの	年額 800,000円

(注1) 平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、法人税法の規定により算定した「資本金等の額」が、「資本金」と「資本準備金」の合計額を下回っているときは、「資本金+資本準備金」の額が課税標準になります。

##### ■法人税割

法人の区分	税率	
	平成26年10月1日から平成31年9月30日開始事業年度	平成31年10月1日以後に開始する事業年度
資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人および保険業法に規定する相互会社	4.0 / 100	1.8 / 100
(1) 資本金の額または出資金の額が1億円以下のもの (2) 資本金の額または出資金の額を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）	法人税額が年1千万円超のとき	4.0 / 100
(3) 法人でない社団もしくは財団または公益法人等で、収益事業を行っているもの	法人税額が年1千万円以下のとき	3.2 / 100

(注1) 2以上の都道府県に事務所または事業所を有する法人の法人税割は、関係都道府県ごとの従業者数で分した法人税額に税率を乗じて算出します。  
(注2) 法人税額は、連結法人については個別所属法人税額を適用します。  
(注3) 平成22年9月30日までの解散等により8号様式または9号様式を提出する法人（清算中の法人）については、すべて5.8%の税率が適用されます。  
(注4) 平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、法人県民税法人税割の税率が引き下げられ、地方法人税（国税）が創設されました。地方法人税の申告納付は国（税務署）に対して行ってください。

(2) 法人事業税および地方法人特別税

次の区分により算定した額の合計額を納めます。

区 分		税 率	平成27年4月1日から 平成28年3月31日 開始事業年度(※1)		平成28年4月1日から 平成31年9月30日 開始事業年度(※1)		平成31年10月1日 以後に開始する 事業年度	
			法人 事業税	地方法人 特別税 (※2)	法人 事業税	地方法人 特別税 (※2)	法人事業税	
1 所得金額 課税法人	普通法人	下記以外の法人 所得のうち年 400 万円以下の金額	3.4/100		3.4/100		5.0/100	
		所得のうち年 400 万円を超える年 800 万円以下の金額 所得のうち年 800 万円を超える金額および清算所得 <sup>(※3)</sup>	5.1/100 6.7/100		5.1/100 6.7/100		7.3/100 9.6/100	
		3 以上の都道府県において事務所等を設けて事業を行う法人で、資本金の額または出資金の額が 1 千万円以上のものの所得および清算所得 <sup>(※3)</sup>	6.7/100		6.7/100		9.6/100	
	特別法人 (協同組合、 信用金庫、 医療法人等)	下記以外の法人 所得のうち年 400 万円以下の金額 所得のうち年 400 万円を超える金額および 清算所得 <sup>(※3)</sup>	3.4/100 4.6/100	43.2/100	3.4/100 4.6/100	43.2/100	5.0/100 6.6/100	
3 以上の都道府県において事務所等を設けて事業を行う法人で、資本金の額または出資金の額が 1 千万円以上のものの所得および清算所得 <sup>(※3)</sup>		4.6/100		4.6/100		6.6/100		
	特定の大規模な協同組合等	所得のうち 10 億円を超える金額	5.5/100		5.5/100		7.9/100	
2 外形標準課税法人	各事業年度終了の日の資本金の額または出資金の額が 1 億円を超える法人(所得金額課税法人に限り、公益法人、特別法人等を除く)	所得割	下記以外の法人 所得のうち年 400 万円以下の金額 所得のうち年 400 万円を超え 年 800 万円以下の金額 所得のうち年 800 万円を超える金額 および清算所得 <sup>(※3)</sup>	1.6/100 2.3/100 3.1/100	93.5/100	0.3/100 0.5/100 0.7/100	414.2/100	1.9/100 2.7/100 3.6/100
			3 以上の都道府県において事務所等を設けて事業を行う法人で、資本金の額または出資金の額が 1 千万円以上のものの所得および清算所得 <sup>(※3)</sup>	3.1/100		0.7/100		3.6/100
		付加価値割	付加価値額	0.72/100	-	1.2/100	-	1.2/100
		資本割	資本金等の額	0.3/100		0.5/100		0.5/100
3 課税法人 収入金額	電気供給業、 ガス供給業、 保険業および貿易保険 を行う法人	収入金額	0.9/100	43.2/100	0.9/100	43.2/100	1.3/100	

※1 平成20年10月1日から平成31年9月30日までの間に開始する事業年度については、法人事業税が引き下げられ、地方法人特別税が国税として創設されています。平成27年3月31日以前に開始した事業年度の税率については、お問合せください。

※2 地方法人特別税の課税標準は法人事業税の所得割額または収入割額です。なお、課税免除、不均一課税、仮装経理または租税条約の実施に伴う税額控除の適用がある場合には、これらを適用する前の額によります。

所得金額課税法人の計算例) 123,400円(法人事業税(所得割額))×43.2/100=53,300円(地方法人特別税(100円未満切捨て))

※3 平成22年10月1日以後に解散した法人については、清算所得課税の廃止により、通常の所得課税が適用されます。

## 申告と納税

申告の種類により次のように分類されます。なお、地方法人特別税は、法人事業税の申告と併せて、県に申告書を提出するとともに、法人事業税の納付と併せて県に納付してください。

申告の種類		申告と納税の期限
確定申告		事業年度終了の日から2月以内
中間申告 <sup>(※1)</sup> (事業年度が6月を超え、 法人税の中間申告額が 10万円を超える法人)	(1) 予定申告	事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内
	(2) 仮決算に基づく中間申告 <sup>(※2)</sup>	
修正申告	県民税	法人税について修正申告をしたとき、または更正決定を受けたとき
	事業税	申告した所得金額等に不足額があるとき
		申告後に、税務署の更正決定を受けたとき
		法人税額または連結法人税額を納付すべき日
		速やかに
		税務署が更正決定の通知をした日から1月以内

※1 連結法人の中間申告は、予定申告に限られ、連結法人税個別帰属支払額を基準にその要否を判定します。

※2 仮決算に基づく中間申告額が前事業年度の確定税額に基づく予定申告額を超える場合には、仮決算に基づく中間申告を選択することはできません。

## 申告書提出期限の延長の特例

会計監査を受けなければならない等の理由により決算が確定しない法人は、知事の承認を受け、原則として事業年度終了の日から3月以内（連結法人にあつては、4月以内）に申告納付することができます。

## 分割基準について

法人県民税法人税割、法人事業税は、事務所または事業所（以下、「事務所等」という。）所在の都道府県において課されます。

複数の都道府県に事務所等を有する法人は課税標準の総額を一定の基準で分割して関係都道府県ごとの分割課税標準額・税額を算定します。この一定の基準を分割基準といいます。

分割基準は、法人県民税法人税割の場合は従業者の数を使用しますが、法人事業税の場合は、法人の業種によって異なるものを使用します。

税目	事業	分割基準	
法人県民税 (法人税割)	全ての事業	期末の従業者数	
法人事業税	非製造業	課税標準の1/2：各月末の事業所数の合計 課税標準の1/2：期末の従業者数	
	製造業	期末の従業者数（資本金1億円以上の法人は、工場の従業者数を1.5倍とします。）	
	倉庫業・ガス供給業	固定資産の価額	
	電気供給業	小売電気事業	課税標準の1/2：各月末の事業所数の合計 課税標準の1/2：期末の従業者数
		一般配電事業等	課税標準の3/4：発電所に接続する電線路の電力の容量 課税標準の1/4：固定資産の価額
		発電事業	課税標準の3/4：発電所の用に供する固定資産の価額 課税標準の1/4：固定資産の価額
	鉄道事業・軌道事業	軌道のキロメートル数	

## 申告書・納付書様式ダウンロード

法人二税の関係様式は、福井県のホームページからダウンロードできます。

福井県法人様式	検索
---------	----

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/zeimu/teikyoi/houjinsinsinkokuyousi.html>